

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(単位:千円)

基金の名称		医療情報化支援基金
基金設置法人名		社会保険診療報酬支払基金
基金の額	今回造成(追加) 分)額	28,909,113
	造成(追加分) 完了時における 残高	132,841,280
(うち国費 相当額)	今回造成(追加) 分)額	28,909,113
	造成(追加分) 完了時における 残高	132,841,280
基金事業等の概要		本事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(以下「医療介護総合確保法」という。)に基づき、社会保険診療報酬支払基金に基金を造成し、保険医療機関及び保険薬局(以下「医療機関等」という。)並びに指定訪問看護事業者に補助金を交付するものである。
基金事業等を 終了する時期	新規採択の終了予定時期	医療介護総合確保法上規定なし
	採択事業の最終的な 終了予定時期	医療介護総合確保法上規定なし
	基金の解散予定時期	医療介護総合確保法上規定なし
基金事業等の目標		オンライン資格確認については、2021年3月末までに医療機関等の6割程度、2022年3月末までに医療機関等の9割程度、2023年3月末までに概ね全ての医療機関等での導入を目標とする。ただし、オンライン資格確認導入における原則義務化の経過措置対象となる医療機関等については、交付対象事業完了期限を延長しているため、2024年3月末までに義務化対象外を除いた概ね全ての医療機関等での導入を目指すという目標の下、医療機関等のシステム整備の支援のための事業を実施する。

	<p>電子処方箋については、オンライン資格確認等システムを導入した医療機関等を対象として、2023年3月末までに7割程度、2024年3月末までに9割程度、2025年3月末までに概ね全ての医療機関等の導入を目指すという目標の下、医療機関等のシステム整備の支援のための事業を実施する。</p>
補助対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	<p>医療介護総合確保法第33条により、社会保険診療報酬支払基金に基金を設置することとされている。</p>
その他の事項	